



(号外) 独立行政法人国立印刷局

〔法 律〕

三 次

- 特定非営利活動促進法の一部を改正する法律(七〇)
- 水質汚濁防止法の一部を改正する法律(七一)
- 介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(七二)
- 経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行規則の一部を改正する省令
- 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令(同三一)

〔政 令〕

- 経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行令の一部を改正する法律(七三)
- 介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(七四)
- 東日本大震災による有価証券報告書等の提出の義務の不履行についての免責に係る期限に関する政令(一七四)

〔省 令〕

- 経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行規則の一部を改正する省令
- (経済産業三〇)

本号で公布された法令のあらまし

(法律第七〇号)(内閣府本部)

定義

◇ 特定非営利活動促進法の一部を改正する法律(七〇)

○ 改正前の「七の活動分野に加えて、新たに「観光の振興を図る活動」「農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動」及び「法第二条の別表各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動」を追加することとした。(第一条及び別表関係)

所轄

特定非営利活動法人の所轄は、その主たる事務所が所在する都道府県の知事(その事務所が一の指定都市の区域内のみに所在する特定非営利活動法人にあっては、当該指定都市の長)とすることとした。(第九条関係)

認定

○ 特定非営利活動法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であつて公益の増進に資するものは、所轄の認定を受けることができる」ととした。(第四四条第一項関係)

認定の基準

○ 所轄は、認定の申請をした特定非営利活動法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該認定をするものとした。

○ 広く市民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準のいずれかに適合すること。

(一) 実績判定期間における事業活動のうちに共益的活動の占める割合が一〇〇分の五〇未満であること。

(二) 運営組織及び経理が適正であること。

(三) 事業活動が適正であること。

(四) 事業報告書等について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、これをその事務所において閲覧させること。

(五) 各事業年度において事業報告書等を所轄に提出していること。

- (一) 法令等に違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと。
- (二) 認定の申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後一年を超える期間が経過していること。
- (三) から(二)までの基準に適合していること。(第六〇条関係)

四 次

欠格事由

○ にかかわらず、認定等の取消し、滞納処分、重算税の賦課等を受けた日から一定期間を経過しない特定非営利活動法人又は暴力団の構成員等が役員に含まれる等の特定非営利活動法人は、認定を受けることができないものとした。

認定の有効期間

○ 認定の有効期間は、当該認定の日から起算して五年とし、その満了日の六月前から三ヶ月までに申請を行った場合は、有効期間の更新を受けることができるものとした。(第五一条関係)

仮認定

○ 特定非営利活動法人であつて新たに設立されたもののうち、その運営組織及び事業活動が適正であつて特定非営利活動の健全な発展の基盤を有し公益の増進に資すると見込まれるものは、所轄の仮認定を受けることができるとした。(第五八条第一項関係)

仮認定の基準

○ 所轄は、仮認定の申請をした特定非営利活動法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該仮認定をするものとした。

(一) 4の(二)から(五)までに適合すること。

(二) 設立の日から五年を経過しない特定非営利活動法人であること。

(三) 認定又は仮認定を受けたことがないこと。

(四) 仮認定の有効期間

(五) 認定又は仮認定を受けたことがないこと。

(六) 仮認定の有効期間は、当該仮認定の日から起算して三年とすることとした。(第六〇条関係)

五 次

假認定

(一) 4の(二)から(五)までに適合すること。

(二) 設立の日から五年を経過しない特定非営利活動法人であること。

六 次

假認定

○ 認定の有効期間は、当該認定の日から起算して五年とし、その満了日の六月前から三ヶ月までに申請を行った場合は、有効期間の更新を受けることができるものとした。(第五一条関係)

假認定の基準

○ 所轄は、假認定の申請をした特定非営利活動法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該假認定をするものとした。

假認定の有効期間

○ 所轄は、假認定の申請をした特定非営利活動法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該假認定をするものとした。

假認定の有効期間

(一) 4の(二)から(五)までに適合すること。

(二) 設立の日から五年を経過しない特定非営利活動法人であること。

(三) 認定又は假認定を受けたことがないこと。

(四) 假認定の有効期間

(五) 認定又は假認定を受けたことがないこと。

(六) 假認定の有効期間は、当該假認定の日から起算して三年とすることとした。(第六〇条関係)

七 次

假認定

○ 認定の有効期間は、当該認定の日から起算して五年とし、その満了日の六月前から三ヶ月までに申請を行った場合は、有効期間の更新を受けることができるものとした。(第五一条関係)

假認定の基準

○ 所轄は、假認定の申請をした特定非営利活動法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該假認定をするものとした。

假認定の有効期間

○ 所轄は、假認定の申請をした特定非営利活動法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該假認定をするものとした。

假認定の有効期間

(一) 4の(二)から(五)までに適合すること。

(二) 設立の日から五年を経過しない特定非営利活動法人であること。

(三) 認定又は假認定を受けたことがないこと。

(四) 假認定の有効期間

(五) 認定又は假認定を受けたことがないこと。

(六) 假認定の有効期間は、当該假認定の日から起算して三年とすることとした。(第六〇条関係)

八 次

假認定

○ 認定の有効期間は、当該認定の日から起算して五年とし、その満了日の六月前から三ヶ月までに申請を行った場合は、有効期間の更新を受けることができるものとした。(第五一条関係)

假認定の基準

○ 所轄は、假認定の申請をした特定非営利活動法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該假認定をするものとした。

假認定の有効期間

○ 所轄は、假認定の申請をした特定非営利活動法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該假認定をするものとした。

假認定の有効期間

(一) 4の(二)から(五)までに適合すること。

(二) 設立の日から五年を経過しない特定非営利活動法人であること。

(三) 認定又は假認定を受けたことがないこと。

(四) 假認定の有効期間

(五) 認定又は假認定を受けたことがないこと。

(六) 假認定の有効期間は、当該假認定の日から起算して三年とすることとした。(第六〇条関係)

九 次

假認定

○ 認定の有効期間は、当該認定の日から起算して五年とし、その満了日の六月前から三ヶ月までに申請を行った場合は、有効期間の更新を受けることができるものとした。(第五一条関係)

假認定の基準

○ 所轄は、假認定の申請をした特定非営利活動法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該假認定をするものとした。

假認定の有効期間

○ 所轄は、假認定の申請をした特定非営利活動法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該假認定をするものとした。

假認定の有効期間

(一) 4の(二)から(五)までに適合すること。

(二) 設立の日から五年を経過しない特定非営利活動法人であること。

(三) 認定又は假認定を受けたことがないこと。

(四) 假認定の有効期間

(五) 認定又は假認定を受けたことがないこと。

(六) 假認定の有効期間は、当該假認定の日から起算して三年とすることとした。(第六〇条関係)

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成二十三年六月二十一日

内閣総理大臣 菅 直人

法律第七十二号

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律

(介護保険法の一部改正)

第一条 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第七十八条の十二」を「第七十八条の十七」に、「第一百十五条の四十四」に「第一百十五条の四十四—第一百十五条の四十七」を「第一百十五条の四十五—第一百十五条の四十八」に改める。

第二条第一項中「要支援状態」の下に「(以下「要介護状態等」という。)」を加え、同条第二項中「要介護状態又は要支援状態」を「要介護状態等」に改める。

第五条の見出しを「(国及び地方公共団体の責務)」に改め、同条に次の二項を加える。
3 国及び地方公共団体は、被保険者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、保険給付に係る保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のための施策並びに地域における自立した日常生活の支援のための施策を、医療及び居住に関する施設との有機的な連携を図りつつ包括的に推進するよう努めなければならない。

第五条の次に次の二条を加える。

(認知症に関する調査研究の推進等)

第五条の二 国及び地方公共団体は、被保険者に対して認知症(脳血管疾患、アルツハイマー病その他)の他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態をいう。(以下同じ。)に係る適切な保健医療サービス及び福祉サービスを提供するため、認知症の予防、診断及び治療並びに認知症である者の心身の特性に応じた介護方法に関する調査研究の推進並びにその成果の活用に努めるとともに、認知症である者の支援に係る人材の確保及び資質の向上を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第八条第二項中「及び第十九項」を「第二十項及び第十三条第一項第二号」に改め、「定めるもの(の)」の下に「定期巡回・随時対応型訪問介護看護(第十五項第一号に掲げるものに限る。)又は」を加え、同条第一項中「第十九項」を「第二十項」に改め、同条第十四項中「地域密着型サービス」とは「の下に「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」を加え、「及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」を「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び複合型サービス」に改め、同条第二十五項を同条第二十七項とし、同条第二十一項中「第一百十五条の四十四第一項第五号」を「第一百十五条の四十五第一項第五号」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十項を同条第二十一項とし、同項の次に次の二項を加える。

22 この法律において「複合型サービス」とは、居宅要介護者について、訪問介護、訪問入浴介護、

訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護又は小規模多機能型居宅介護の組合せその他の居宅要介護者供されるサービスのうち、訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組合せその他の居宅要介護者について一括して提供されることが特に効果的かつ効率的なサービスの組合せにより提供されるサービスとして厚生労働省令で定めるものをいう。

第八条中第十九項を第二十項とし、第十八項を第十九項とし、第十七項を第十八項とし、同条第十六項中「脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態(以下「認知症」という。)」を「認知症」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十五項中「又は」の下に「随時」を「定期巡回・随時対応型訪問介護に該当するものを除く。」を加え、同項を同条第十六項とし、同条第十四項の次に次の二項を加える。

15 この法律において「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
一 居宅要介護者について、定期的な巡回訪問により、又は随時通報を受け、その者の居宅において、介護福祉士その他第一項の政令で定める者により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話をあつて、厚生労働省令で定めるものを行うとともに、看護師その他厚生労働省令で定める者により行われる療養上の世話又は必要な診療の補助を行うこと。ただし、療養上の世話又は必要な診療の補助にあつては、主治の医師がその治療の必要の程度につき厚生労働省令で定める基準に適合していると認められた居宅要介護者についてのものに限る。
二 居宅要介護者について、定期的な巡回訪問により、又は随時通報を受け、訪問看護を行う事業所と連携しつつ、その者の居宅において介護福祉士その他第二項の政令で定める者により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話をあつて、厚生労働省令で定めるものを行うこと。

第八条の二第十八項中「第一百十五条の四十五第一項」を「第一百十五条の四十六第一項」に改める。
第十三条第一項第一号中「特定施設」の下に「(有料老人ホームであつて、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二十六号)第五条第一項の登録を受けた高齢者向けの賃貸住宅であるもの(特定施設入居者生活介護の事業を行う事業所に係る第四十一条第一項本文の指定を受けていないものに限る。)」を除く。」を加える。

第十八条第三号中「要介護状態又は要支援状態」を「要介護状態等」に改める。

第二十二条第一項中「短期入所療養介護又は」を「短期入所療養介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護又は」に改め、「居宅サービス若しくはこれに相当するサービス」の下に「地域密着型サービス若しくはこれに相当するサービス」を加える。

第二十四条の二の次に次の二条を加える。
(指定都道府県事務受託法人)

第二十四条の三 都道府県は、次に掲げる事務の一部を、法人であつて厚生労働省令で定める要件に該当し、当該事務を適正に実施することができると認められるものとして都道府県知事が指定するもの(以下「指定都道府県事務受託法人」という。)に委託することができる。

一 第二十四条第一項及び第二項に規定する事務(これらの項の規定による命令及び質問の対象となる者の選定に係るもの並びに当該命令を除く。)
二 その他厚生労働省令で定める事務

2 指定都道府県事務受託法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、正当な理由なしに、当該委託事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 指定都道府県事務受託法人の役員又は職員で、当該委託事務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

4 都道府県は、第一項の規定により事務を委託したときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

第七十条の二の次に次の二条を加える。

(指定の変更)

第七十条の三 第四十一条第一項本文の指定を受けて特定施設入居者生活介護の事業を行なう者は、同項本文の指定に係る特定施設入居者生活介護の利用定員を増加しようとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定施設入居者生活介護に係る同項本文の指定の変更を申請することができる。

2 第七十一条第四項から第六項までの規定は、前項の指定の変更の申請があつた場合について準用する。この場合において、同条第四項及び第五項中「指定をしない」とあるのは、「指定の変更を拒む」と読み替えるものとする。

第七十六条の二第一項中第三号を第四号とし、第一号を第三号とし、第一号を第二号とし、同項に第一号として次の二号を加える。

一 第七十一条第八項の規定により当該指定を行つて付された条件に従わない場合 当該

条件に従うこと。

第七十七条第一項第一号中「第五号、第十号（第五号の二に該当する者のあるものであるときを除く。）又は第十一号（第五号の二を「から第五号の二まで」第十号（第五号の三に該当する者のあるものであるときを除く。）第十一号（第五号の三に該当する者のあるものであるときを除く。）第十一号（第五号の三に該当する者のあるものであるときを除く。）又は第十二号（第五号の三に改め、同号を同項第十三号とし、同項第二号から第十一号までを一骨ずつ繰り下げる。）同項第一号の次に次の二号を加える。

二 指定居宅サービス事業者が、第七十条第八項の規定により当該指定を行つて付された条件に違反したと認められるとき。

第七十八条の二第一項中「であつて」を「のうち」に改め、「二十九人以下」の下に「であつて市町村の条例で定める数」を「事業所」の下に「第七十八条の十三第一項及び第七十八条の十四第四項を除き」を加え、同条第三項中「第一百八十八条第二項第一号」を「第一百八十八条第二項」に改め、同条第四項中「次の各号」の下に「（病院又は診療所により行われる複合型サービス（厚生労働省令で定めるものに限る。第六項において同じ。）に係る指定の申請にあつては、第六号の二、第六号の三、第十号及び第十一号を除く。）」を加え、同項第一号中「法人」を「市町村の条例で定める者」に改め、同項第四号中「市町村長」の下に「（以下の条において「所在地市町村長」という。）」を加え、同号の次に次の二号を加える。

四の二 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

第七十八条の二第四項第五号の二中「健康保険法、船員保険法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法又は厚生年金保険法の定めるところにより納付義務を負う保険料、負担金又は掛金（以下この号、第七十九条第二項第四号の二、第一百十五条の十二第二項第五号の二及び第一百五十五条の二十二第二項第四号の二において「保険料等」という。）を「保険料等」に、「これらの」を納付義務を定めた」に「すべて（当該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料等の納付義務を負うことの定める法律によつて納付義務を負う保険料等に限る。第七十九条第二項第四号の二、第一百五十五条の十二第二項第五号の二及び第一百十五条の二十二第二項第四号の二において同じ。）を全て」

に改め、同号を同項第五号の三とし、同項第五号の次に次の二号を加える。

五の二 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

第七十八条の二第二項第五号の二中「（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの日から起算して五年を経過しないものとし、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があつた日から六十日以内に当該事業所の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）」を加え、同項第二号の二の次に次の二号を加える。

二の三 第二号に規定する期間内に第七十八条の五第一項の規定による事業の廃止の届出又は第七十八条の八の規定による指定の辞退があつた場合において、申請者が、同号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等若しくは当該届出に係る法人でない事業所（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であつた者又は当該指定の辞退に係る法人（当該指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。）の役員等若しくは当該指定の辞退に係る法人でない事業所（当該指定の辞退について相当の理由があるものを除く。）の管理者であつた者で、当該届出又は指定の辞退について相当の理由があるものを除く。）が、法人で、その役員等のうちに辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

七の二 前号に規定する期間内に第七十八条の五第二項の規定による事業の廃止の届出又は第七十八条の八の規定による指定の辞退があつた場合において、申請者が、同号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等若しくは当該届出に係る法人でない事業所（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であつた者又は当該指定の辞退に係る法人（当該指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。）の役員等若しくは当該指定の辞退に係る法人でない事業所（当該指定の辞退について相当の理由があるものを除く。）の管理者であつた者で、当該届出又は指定の辞退について相当の理由があるものを除く。）が、法人で、その役員等のうちに辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

九 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設人所者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人で、その役員等のうちに第四号の二から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第八号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

十 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設人所者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人で、その役員等のうちに第四号の二から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第八号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

十一 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設人所者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人でない事業所で、その管理者が第四号の二から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第八号までのいずれかに該当する者のあるとき。

十二 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設人所者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人で、その役員等のうちに第四号の二から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第八号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

十三 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設人所者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人で、その役員等のうちに第四号の二から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第八号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

十四 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設人所者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人で、その役員等のうちに第四号の二から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第八号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

十五 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設人所者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人で、その役員等のうちに第四号の二から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第八号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

十六 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設人所者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人で、その役員等のうちに第四号の二から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第八号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

十七 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設人所者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人で、その役員等のうちに第四号の二から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第八号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

十八 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設人所者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人で、その役員等のうちに第四号の二から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第八号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

十九 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設人所者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人で、その役員等のうちに第四号の二から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第八号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

二十 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設人所者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人で、その役員等のうちに第四号の二から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第八号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

二十一 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設人所者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人で、その役員等のうちに第四号の二から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第八号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

二十二 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設人所者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人で、その役員等のうちに第四号の二から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第八号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

二十三 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設人所者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人で、その役員等のうちに第四号の二から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第八号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

三十 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設人所者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人で、その役員等のうちに第四号の二から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第八号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

二

指定期間開始時有効指定を受けている指定地域密着型サービス事業者が、当該市町村長指定区域・サービス事業所に係る公募指定を受ける場合における当該指定期間開始時有効指定。当該指定期間開始時有効指定がされた日又は從前の指定の有効期間の満了日の翌日(うち直近の日から当該公募指定がされた日の前日までの期間)。

市町村長は、当該市町村長指定期間の開始日の前日までにされた市町村長指定区域・サービス事業所に係る第七十八条の十二において準用する第七十条の二第一項の指定の更新の申請であつて、当該市町村長指定期間の開始の際、指定の更新をするかどうかの処分がなされていないものについては、第二項の規定にかかわらず、当該申請に対する処分を行うものとする。

前三項の規定は、市町村長が市町村長指定区域を拡張する場合又は市町村長指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護等を追加する場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(市町村長指定期間等の公示)

第七十八条の十六 市町村長は市町村長指定期間、市町村長指定区域及び市町村長指定定期巡回。

隨時対応型訪問介護看護等を定めようとするときは、あらかじめ、その旨並びに市町村長指定区域及び市町村長指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護等に係る効力が生ずる日を公示しなければならない。

前項の規定は、市町村長指定期間、市町村長指定区域又は市町村長指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護等の変更について準用する。

(公募指定に関する読み替え)

第七十八条の十七 公募指定に係る第七十八条の二(第四項)、第六項及び第十一項、第七十八条の五

第一項並びに第七十八条の九から第七十八条の十一までの規定の適用については、同項中「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く」とあるのは「公募指定に係る市町村長指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護等に限る」と、「一日前まで」とあるのは「一月以上前」の日である。

(市町村長が定める日まで)

とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第七十九条第二項第四号の二中「保険料等に」を「健康保険法、船員保険法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法、厚生年金保険法又は労働保険の保険料の徴収等に関する法律の定めるところにより納付義務を負う保険料、負担金又は掛金(以下この号及び第一百十五条の二十二第二項第四号の三において「保険料等」という。)に、「納付義務を定めた」を「これらに」に、「すべて」を「全て」(当該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料等の納付義務を負うこと)を定める。

三とし、同項第四号の次に次の一号を加える。
四の二 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

第七十九条第二項第八号イ中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号ロ中「第四号」の下に「第四号

の二」を加え、同号ハ中「すべて」を「全て」に改め、同号ニ中「もの」の下に「(当該指定の取消しが、指定介護老人福祉施設の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定介護老人福祉施設の開設者による業務管理制度の整備についての取組の状況その他の当該事実に關して当該指定介護老人福祉施設の開設者が有していた責任の程度を考慮して、この号に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。」を加える。

第五の二 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せら

れ、その執行を終り、又は執行を受けることとなるまでの者であるとき。

第九十四条第五項中「第百八十八条第二項第一号」を「第百八十八条第二項第一号」に改める。

第四百四条第一項第一号中「第五号」を「から第五号の二まで」に、「第五号の二」を「第五号の三」に改める。

第五の三 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せら

れ、その執行を終り、又は執行を受けることとなるまでの者であるとき。

第六百五十五条の二第一項中「第一号から第三号まで、第五号から第七号の二まで、第九号又は第十号」を「次の各号」に、「第二号から第六号まで又は第七号から第十一号まで」を「第八号の二、第六号の三、第十号の二及び第十二号を除く。」に改め、同項第一号中「法人」を「都道府県の条例で定める者」に改め、同項第四号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第五号の二中「すべて」を「全て」に改め、同号を同項第五号の二とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

第五の四 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せら
れ、その執行を終り、又は執行を受けることとなるまでの者であるとき。
第六百五十五条の二第一項第六号等」を「事業所」に改め、同項第六号の二中「経過しない
者」の下に「当該指定を取り消された者が法人である場合においては、」を加え、「当該申請者」を
「当該法人」に改め、「経過しないもの」の下に「を含み、当該指定を取り消された者が法人でない
事業所である場合においては、当該通知があつた日から六十日以内に当該事業所の管理者であつた者
で当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの」を加え、同項第八号中「病院等」を「事業
所」に改め、同項第十号中「申請者」の下に「(介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請
者を除く。」を加え、同号の次に次の一号を加える。

十の二 申請者(介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、法人で、そ
の役員等のうちに第四号から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第九号までのいずれ
かに該当する者のあるものであるとき。
第六百五十五条の二第一項第十一号中「申請者」の下に「(介護予防特定施設入居者生活介護に係る指
定の申請者を除く。」を加え、「病院等」を「事業所」に改め、同項の次に次の一号を加える。

十一 申請者(介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、法人でない事
業所で、その管理者が第四号から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第九号までのい
ずれかに該当する者であるとき。

第一百十五条の二に次の一項を加える。

3 都道府県が前項第一号の条例を定めるに当たっては、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとする。

第一百十五条の九第一項第一号中、「第五号、第十号（第五号の二）に該当する者のあるものであるときを除く。」又は第十一号（第五号の二）を「から第五号の二まで、第十号（第五号の三）に該当する者のあるものであるときを除く。」第十号の二（第五号の三に該当する者のあるものであるときを除く。）、第十一号（第五号の三に該当する者であるときを除く。）又は第十二号（第五号の三）に改め、同項第十一号中「病院等」を「事業所」に改める。

第一百十五条の十一中「第七十条の二から第七十一条まで」を「第七十条の二、第七十一条及び第七十二条」に改める。

第一百十五条の十二第一項第一号中「法人」を「市町村の条例で定める者」に改め、同項第四号の次に次の「一号を加える。

四の二 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

第一百十五条の十二第二項第五号の二中「すべて」を「全て」に改め、同号を同項第五号の三とし、同項第五号の次に次の「一号を加える。

五の二 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

第一百十五条の十二第二項第六号及び第八号の二中「経過しない者」の下に「（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員等であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）」を加え、同項第七号の次に次の「一号を加える。

七の二 前号に規定する期間内に第百十五条の十五第二項の規定による事業の廃止の届出があつた場合において、申請者が、同号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）の役員等又は当該届出に係る法人でない事業所（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であつた者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

第一百十五条の十二第二項第九号を次のよう改める。

九 申請者（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人で、その役員等のうちに第四号の二から第六号まで又は前三号のいずれかに該当する者のあるものであるとき。

第一百十五条の十二第一項に次の三号を加える。

十 申請者（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人で、その役員等のうちに第四号の二から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第八号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

十一 申請者（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人でない事業所で、その管理者が第四号の二から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第八号までのいずれかに該当する者であるとき。

十二 申請者（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人でない事業所で、その管理者が第四号の二から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第八号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

び第一号の二中「経過しない者」の下に「（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人

の役員等であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があつた日前六十日以内に当該事業所の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）」を加え、同項第二号の二に次の「一号を加える。

二の三 第二号に規定する期間内に第百十五条の十五第二項の規定による事業の廃止の届出があつた場合において、申請者が、同号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該届出に係る法人でない事業所（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であつた者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

三百五十五条の十二第三項第三号を次のよう改める。

三 申請者（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人で、その役員等のうちに第一号又は前三号のいずれかに該当する者のあるものであるとき。

四 申請者（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人で、その役員等のうちに第一号又は第二号から第三号の三までのいずれかに該当する者であるとき。

五 申請者（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人でない事業所で、その管理者が第一号又は第二号から第三号の三までのいずれかに該当する者であるとき。

六 申請者（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人でない事業所で、その管理者が第一号の二又は第二号から第三号の三までのいずれかに該当する者であるとき。

七 第百十五条の二第九項から第十一項までの規定は、第五十四条の二第一項本文の指定について準用する。この場合において、これらの規定に關し必要な技術的読替えは、政令で定める。

八 第百十五条の十八第一項第一号中「（百十五条の十二第二項）」を「（百十五条の十二第六項）」に改める。

九 第百十五条の十二中第三項を第四項とし、第二項の次に次の「一号を加える。

市町村が前項第一号の条例を定めるに当たっては、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとする。

十 第百十五条の十二に次の「一号を加える。

十一 第百十五条の二第九項から第十一項までの規定は、第五十四条の二第一項本文の指定について準用する。この場合において、これらの規定に關し必要な技術的読替えは、政令で定める。

十二 第百十五条の十八第一項第一号中「（百十五条の十二第二項）」を「（百十五条の十二第六項）」に改める。

十三 第百十五条の十九第一号中「（百十五条の十二第二項第四号の二から第五号の二まで、第九号（第五号の三に該当する者があるものであるときを除く。）第十号（第五号の三に該当する者があるものであるときを除く。）第十一号（第五号の三に該当する者であるときを除く。）又は第十二号（第五号の三に該当する者であるときを除く。）」に改め、同条第二号中「（百十五条の十二第二項第三号）」を「（百十五条の十二第四項第三号から第六号までのいずれか）」に改め、同条第三号中「（百十五条の十二第五項）」を「（百十五条の十二第六項）」に改め、同条第十三号中「（役員等のうちに）」を「（が法人である場合において、その役員等のうちに）」に改め、同条に次の「一号を加える。

十四 指定地域密着型介護予防サービス事業者が法人でない事業所である場合において、その管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

十五 第百十五条の二十二第一項中「（百十五条の四十五第一項）」を「（百十五条の四十六第一項）」に改め、同条第二項第四号の二中「（すべて）」を「（全て）」に改め、同号を同項第四号の三とし、同項第四号の次に次の「一号を加える。

十六 四の一 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

「第一百十五条の二十一第一項第八号イ中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号ロ中「第四号」の下に「第四号の二」を加え、同号ハ中「すべて」を「全て」に改め、同号ニ中「もの」の下に「(当該指定の取消しが、指定介護予防支援事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定介護予防支援事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関する当該指定介護予防支援事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号に規定する指定の取消しに該当しないこととする)」と認めるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。」を加える。

2 第百五条の三十五第一項及び第三項を次のとおり改正する。

該報告の内容を公表しなければならない。

た介護サービス事業者に対し、介護サービス情報のうち厚生労働省令で定めるものについて、調

會を行うことができる。

第一百十五条の三十六第一項中「前条第二項」を「前条第三項」に改め、同条第三項を削る。

第六章中第百廿五條の四廿七を第百廿五條の四廿八とす。

第一百十五条の四十六第一項中「実施」の下に「に係る方針を示して、当該包括的支援事業」を加

を加え、同条第四項中「第一百十五条の四十四第一項第一号及び第二項各号」を「第一百十五条の四十

五第一項第一号及び第三項各等】は改め 同條に次の四項を加える。

業については、当該各号に掲げる事業を適切に実施することができるものとして厚生労働省令で

に限る。)に対しても、当該名号に掲げる事業の実施を委託することができる。

6 前項の規定により第百十五条の四十五第二項第三号に掲げる事業の実施の委託を受けた者は、
更三労働省令で定めるところによる。

とができる。

「脚本長は外語系で、日常生活文教総合事業にて第一項 第四項又は第五項の規定により、その実施を委託した場合」には、当該委託を受けた者（次項において「受託者」という。）に

対する当該実施に必要な費用の支払決定に係る審査及び支払の事務を連合会に委託することがで

受託者は、介護予防・日常生活支援総合事業の利用者に対し、厚生労働省令で定めるところに

より
利用料を請求することができる。
第百十五条の四一二と第百十五条の四一、二三三二。

第一百十五条の四十五中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項

5 地域包括支援センターの設置者は、包括的支援事業の効果的な実施のために、介護サリビタス事

業者、医療機関、民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）に定める民生委員、高齢者の日

第一百十五条の四十五を第一百十五条の四十六とする。

常生活支援総合事業（同号及び同項第二号並びに第二項各号に掲げる事業）の下に「及び介護予防・日常生活支援総合事業（同号及び同項第二号並びに第二項各号に掲げる事業）をいう。以下同じ。」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「市町村は、」の下に「第一項各号及び」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 市町村は、被保険者の要介護状態等となることの予防又は要支援状態の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援のための施策を総合的かつ一体的に行うため、厚生労働省令で定める基準に従つて、地域支援事業として、次に掲げる事業を行なうことができる。この場合にはおいては、市町村は、次に掲げる事業の全てにつき一括して行わなければならない。

一 居宅要支援被保険者に対して、介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスのうち市町村が定めるもの（指定介護予防サービス若しくは特例介護予防サービスを除く。）を行なう事業

二 被保険者（第一号被保険者及び要支援者である第二号被保険者に限る。）の地域における自立サービス又は指定地域密着型介護予防サービス若しくは特例地域密着型介護予防サービス費に係る地域密着型介護予防サービス（以下この号において「特定指定介護予防サービス等」という。）を受けている居宅要支援被保険者については、当該特定指定介護予防サービス等と同じ種類の介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスを除く。）を行なう事業

三 居宅要支援被保険者（指定介護予防支援又は特例介護予防サービス計画費に係る介護予防支援を受けている者を除く。）の要介護状態となることの予防又は要支援状態の軽減若しくは悪化の防止のため、その心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、前二号に掲げる事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う事業

第一百五十五条の四十四を第一百五十五条の四十五とし、第五章第十節中第百五十五条の四十三の次に次の二条を加える。

（都道府県知事による情報の公表の推進）

第一百五十五条の四十四 都道府県知事は、介護サービスを利用し、又は利用しようとする要介護者等が適切かつ円滑に当該介護サービスを利用する機会の確保に資するため、介護サービスの質及び介護サービスに従事する従業者に関する情報（介護サービス情報に該当するものを除く。）であつて厚生労働省令で定めるものの提供を希望する介護サービス事業者から提供を受けた当該情報について、公表を行うよう配慮するものとする。

第一百五十五条の四十五 第百七十五条第二項第一号中「並びにその見込量の確保のための方策」を削り、同項第一号中「地域支援事業に要する費用の額並びに」及び「及びその見込量の確保のための方策」を削り、同項第三号から第五号までを削り、同条第八項を同条第十項とし、同条第七項中「市町村介護保険事業計画」の下に「（第二項各号に掲げる事項に係る部分に限る。）」を加え、同項を同条第九項とし、同条第六項を同条第八項とし、同条第五項中「又は福祉」を「福祉又は居住」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項を同条第四項とし、同項の次に次の二条を加える。

3 市町村は、第二項第一号の規定により当該市町村が定める区域ごとにおける被保険者の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村介護保険事業計画を作成するよう努めるものとする。

4 前項第一号の必要利用定員総数その他の介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策

二 各年度における地域支援事業に要する費用の額及び地域支援事業の見込量の確保のための方策

三 指定居宅サービスの事業、指定地域密着型サービスの事業又は指定居宅介護支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス(介護給付に係るものに限る)の円滑な提供を図るために事業に関する事項

四 指定介護予防サービスの事業又は指定介護予防支 援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス(予防給付に係るものに限る)の円滑な提供及び地域支援事業の円滑な実施を図るために事業に関する事項

五 認知症である被保険者の地域における自立した日常生活の支援に関する事項、医療との連携に関する事項、高齢者の居住に係る施策との連携に関する事項その他の被保険者の地域における自立した日常生活の支援のため必要な事項

第六百一十八条第二項中「次に掲げる事項」を「当該都道府県が定める区域ことに当該区域における各年度の介護専用型特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る必要利用定員総数、介護保険施設の種類ごとの必要入所定員総数その他の介護給付等対象サービスの量の見込み」に改め、各号を削り、同条第六項を同条第六項とし、第七項とし、同条第五項中「都道府県地域福祉支援計画」の下に「高齢者の居住の安定確保に関する法律第四条第一項に規定する高齢者居住安定確保計画」を加え、「又は福祉」を「福祉又は居住」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前項各号」を「第二項に規定する事項及び前項各号」に、「同項第一号」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

三 都道府県介護保険事業支援計画においては、前項に規定する事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 介護保険施設その他の介護給付等対象サービス

二 介護サービス情報の公表に関する事項

三 介護支援専門員その他の介護給付等対象サービス

資質の向上に資する事業に関する事項

四 介護保険施設相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービスの円滑な提

供を図るための事業に関する事項

第六百二十二条の二第一項中「第六百十五条の四十四第一項第一号に掲げる事業」を「第六百十五条の四十五第一項第一号に掲げる事業(介護予防・日常生活支援総合事業を行う場合にあっては、当該

介護予防・日常生活支援総合事業)に、「介護予防事業」を「介護予防等事業」に改め、同条第二項

中「介護予防事業」を「介護予防等事業」に、「包括的支援事業等支援額」を「特定地域支援事業支援額」に改める。

第六百二十三条第三項中「介護予防事業」を「介護予防等事業」に改め、同条第四項中「包括的支

援事業等支援額」を「特定地域支援事業支援額」に改める。

第六百二十四条第三項中「介護予防等事業」を「介護予防等事業」に改め、同条第四項中「包括的支

援事業等支援額」を「特定地域支援事業支援額」に改める。

第六百二十六条第一項中「介護予防事業」を「介護予防等事業」に、「介護予防事業医療保険納付対象額」を「介護予防等事業医療保険納付対象額」に改める。

第六百五十二条及び第六百五十三条中「すべて」を「全て」に「介護予防事業医療保険納付対象額」を「介護予防等事業医療保険納付対象額」に改める。

第六百七十六条第一項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 第百十五条の四十七第七項の規定により市町村から委託を受けて行う介護予防・日常生活支援総合事業の実施に必要な費用の支払決定に係る審査及び支払であつて、前号に掲げる業務の内容との共通性その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるもの

第一百七十六条第二項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

三 第百十五条の四十七第七項の規定により市町村から委託を受けて行う介護予防・日常生活支

援総合事業の実施に必要な費用の支払決定に係る審査及び支払(前項第一号に掲げるものを除く。)

四 第二百三条の四を第二百三条の五とし、第二百三条の三を第二百三条の四とし、第二百三条の二と第二百三条の三とし、第二百三条の次に次の二条を加える。

(大都市等の特例)

第一百三条の一 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下この条において「指定都市」という)及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下この条において「中核市」という)においては、政令の定めるところにより、指定都市又は中核市(以下「指定都市等」という)が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として、指定都市等に適用があるものとする。

第一百五十五条第二項中「第二十四条の二第三項」の下に「第二十四条の三第二項」を加え、「第六百五十五条の四十五第五項(第六百十五条の四十六第三項)を「第六百十五条の四十六第六項(第六百十五条の四十七第三項)に改める。

第一百八条中「質問」の下に「若しくは第二十四条の三第一項の規定により委託を受けた指定都道府県事務受託法人の職員の第二十四条第二項の規定による質問」を加える。

第一百三十三条第一項中「質問」の下に「若しくは第二十四条の三第一項の規定により委託を受けた指定都道府県事務受託法人の職員の第二十四条第一項の規定による質問」を加える。

附則第六条第二項中「(地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十一第一項の中核市をいう。)」を削る。

附則第八条の表第七十八条の二第四項第五号の二の項中「第七十八条の二第四項第五号の二」を「第七十九条第二項第四号の三」に改める。

附則に次の二条を加える。

(指定介護老人福祉施設に入所中の被保険者の特例)

第九条 指定介護老人福祉施設に入所することにより当該指定介護老人福祉施設の所在する場所に住所を変更したと認められる被保険者であつて、当該指定介護老人福祉施設に入所した際他の市町村(当該指定介護老人福祉施設が所在する市町村以外の市町村をいう。)の区域内に住所を有していたと認められるものは、当該指定介護老人福祉施設が入所定員の減少により地域密着型介護老人福祉施設(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の事業を行う事業所に係る第四十二条の二第一項本文の指定を受けているものに限る。以下この条において「変更後地域密着型介護老人福祉施設」という。)となつた場合においても、当該変更後地域密着型介護老人福祉施設に継続して入所している間は、第九条の規定にかかわらず、当該他の市町村が行う介護保険の被保険者とする。ただし、変更後地域密着型介護老人福祉施設となつた指定介護老人福祉施設(以下この条において「変更前介護老人福祉施設」という。)を含む二以上の住所地特例対象施設に継続して入所又は入居(以下この条において「入所等」という。)をしていた被保険者(当該変更後地域密着型介護老人福祉施設に継続して入所している者に限る。)であつて、当該変更前介護老人福祉施設に入所する直前に入所等をしていた住所地特例対象施設(以下この項において「直前入所施設」という。)及び変更前介護老人福祉施設のそれそれに入所等することにより直前入所施設及び変更前介護老人福祉施設のそれぞれの所在する場所に順次住所を変更したと認められるもの(次項において「特定継続入所被保険者」という。)については、この限りでない。

特定継続入所被保険者のうち、次の各号に掲げるものは、第九条の規定にかかわらず、当該各号に定める市町村が行う介護保険の被保険者とする。

一 継続して入所等をしていた二以上の住所地特例対象施設のそれぞれに入所等することによりそれが他の住所地特例対象施設の所在する場所に順次住所を変更したと認められる被保険者であつて、当該二以上の住所地特例対象施設のうち最初の住所地特例対象施設に入所等をしたことによりその他の住所地特例対象施設の所在する場所から当該他の住所地特例所を有していたと認められるもの。当該他の市町村

二 継続して入所等をしていた二以上の住所地特例対象施設のうち一の住所地特例対象施設から継続して他の住所地特例対象施設に入所等をすること(以下この号において「継続入所等」という)により当該一の住所地特例対象施設の所在する場所から当該他の住所地特例対象施設の所在する場所への住所の変更(以下この号において「特定住所変更」という)を行つたと認められる被保険者であつて、最後に行つた特定住所変更に係る継続入所等の際他の市町村(変更前介護老人福祉施設が所在する市町村以外の市町村をいう)の区域内に住所を有していたと認められるもの。当該他の市町村

三 前二項の規定の適用を受ける被保険者については、变更後地域密着型介護老人福祉施設を住所地特例対象施設とみなして、第十三条の規定を適用する。

第十一条 都道府県は、平成二十四年度に限り、第一百四十七条第一項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、財政安定化基金の一部を取り崩すことができる。

二 都道府県は、前項の規定により財政安定化基金を取り崩したときは、保険料率(平成二十四年度から平成二十六年度までの間のものに限る)の増加の抑制を図るため、政令で定めるところにより、その取り崩した額の三分の一に相当する額を市町村に交付しなければならない。

三 都道府県は、第一項の規定により財政安定化基金を取り崩したときは、その取り崩した額の三分の一に相当する額を国に納付しなければならない。

四 国は、前項の規定による納付があつた場合においては、その納付された額に相当する額を介護保険に関する事業に要する経費に充てるよう努めるものとする。

五 都道府県は、第一項の規定により財政安定化基金を取り崩したときは、その取り崩した額から第二項及び第三項の規定による額の合計額を控除した額に相当する額を介護保険に関する事業に要する経費に充てるよう努めるものとする。

第一条 老人福祉法(昭和二十八年法律第二百三十三号)の一部を次のように改正する。

目次中 第四章の二「指定法人(第二十八条の二—第二十八条の十四)」を「第四章の二 有料老人ホーム(第二十九条—第三十一条の五)」に改める。

第二条 第四章の三「有料老人ホーム(第二十九条—第三十一条の五)」を「第四章の二 有料老人ホーム(第二十九条—第三十一条の五)」に改める。

第五条の二第一項中「認知症対応型老人共同生活援助事業」を「認知症対応型老人共同生活援助事業」に改め、同条第二項中「居宅介護サービス費」の下に「定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護看護、短期入所生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護若しくは」を加え、同条に次の二項を加える。

七 この法律において、「複合型サービス事業」とは、第十条の四第一項第六号の措置に係る者又は介護保険法の規定による複合型サービス(訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護又は小規模多機能型居宅介護)を含むものに限る)に係る地域密着型介護サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者につき、同法に規定する訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護又は小規模多機能型居宅介護を二種類以上組み合わせることにより提供されるサービスのうち、当該訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組合せその他の居宅要介護者について一体的に提供されることが特に効果的かつ効率的なサービスの組合せにより提供されるサービスとして厚生労働省令で定めるものを供与する事業をいう。

第十条の四第一項第一号中「規定する訪問介護」の下に「定期巡回・随時対応型訪問介護看護(厚生労働省令で定める部分に限る)。第二十条の八第四項において同じ。」を加え、同項第五号中「第八条第十六項」を「第五条の二」に改め、同項に次の二項を加える。

六 六十五歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する複合型サービス訪問介護等(定期巡回・随時対応型訪問介護看護)については、厚生労働省令で定める部分に限る)に係る部分に限る。第二十条の八第四項において同じ。」を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者につき、政令で定める基準に従い、第五条の二第七項の厚生労働省令で定めるサービスを供与し、又は当該市町村以外の者に当該サービスを供与することを委託すること。

第十四条の四を次のように改める。

(家賃等以外の金品受領の禁止等)
第十四条の四 認知症対応型老人共同生活援助事業を行う者は、家賃、敷金及び入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上必要な便宜の供与の対価として受領する費用を除くほか、権利金その他の金品を受領してはならない。

2 認知症対応型老人共同生活援助事業を行う者のうち、終身にわたつて受領すべき家賃その他厚生労働省令で定めるものの全部又は一部を前払金として一括して受領するものは、当該前払金の算定の基礎を書面で明示し、かつ、当該前払金について返還債務を負うこととなる場合に備えて厚生労働省令で定めるところにより必要な保全措置を講じなければならない。

3 認知症対応型老人共同生活援助事業を行う者は、前項に規定する前払金を受領する場合には、第五条の二第六項に規定する居住に入居した日から厚生労働省令で定める一定の期間を経過する日までの間に、当該人居及び入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助につき契約が解除され、又は入居者の死により終了した場合に当該前払金の額から厚生労働省令で定める方法により算定される額を控除した額に相当する額を返還する旨の契約を締結しなければならない。

第十五条第六項中「第一百八十八条第一項第一号」を「第一百八十八条第二項」に改める。
第十八条の二第二項中「第六項まで」を「第七項まで」に改める。

第二十条の八第二項中「次に掲げる事項」を「当該市町村の区域において確保すべき老人福祉事業の量の目標」に改め、各号を削り、同条第九項を同条第十項とし、同条第九項を同条第十項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「市町村老人福祉計画」を「市町村」に、作成されなければならない」を「市町村老人福祉計画を作成するよう努めるものとする」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第二項第一号」を「第二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前項第一号」を「第二項」に改め、「短期入所生活介護」の下に「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」を「地域密着型介護老人福祉施設入所生活介護」の下に「複合型サービス」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 市町村老人福祉計画においては、前項の目標のほか、同項の老人福祉事業の量の確保のための方策について定めるよう努めるものとする。

第二十条の九第二項中「次に掲げる事項」を「介護保険法第二百八十八条第一項の規定により当該都道府県が定める区域との当該区域における養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの必要入所定員総数その他の老人福祉事業の量の目標」に改め、各号を削り、同条第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項中「前項第一号」を「第二項」に、「第二項」に、「第二項第一号」を「第二百八十八条第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 都道府県老人福祉計画においては、前項に規定する事項のほか、次に掲げる事項について定めよう努めるものとする。

一 老人福祉事業に従事する者の確保又は資質の向上のために講ずる措置に関する事項

第二十一条第一号中「第四号まで」の下に「及び第六号」を加える。

第四章の二を削る。

第二十九条第十項を同条第十二項とし、同条第九項中「第六項まで」を「第八項まで」に、「当該有料老人ホームに入居している者（以下「入居者」という。）」を「入居者」に改め、同項を同条第十一項とし、同条中第八項を第十項とし、第七項を第九項とし、第六項を第七項とし、同項の次に次の二項を加える。

8 有料老人ホームの設置者は、前項に規定する前払金を受領する場合においては、当該有料老人ホームに入居した日から厚生労働省令で定める一定の期間を経過する日までの間に、当該入居及び介護等の供与につき契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した場合に当該前払金の額から厚生労働省令で定める方法により算定される額を控除した額に相当する額を返還する旨の契約を締結しなければならない。

第二十九条第五項の次に次の二項を加える。

6 有料老人ホームの設置者は、家賃、敷金及び介護等その他の日常生活上必要な便宜の供与の対価として受領する費用を除くほか、権利金その他の金品を受領してはならない。

第四章の三を第四章の一とする。

第三十二条の次に次の二条を加える。

（後見等に係る体制の整備等）

第三十二条の二 市町村は、前条の規定による審判の請求の円滑な実施に資するよう、民法に規定する後見、保佐及び補助（以下「後見等」という。）の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るために、研修の実施、後見等の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦その他の必要な措置を講するよう努めなければならない。

2 都道府県は、市町村と協力して後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るために、前項に規定する措置の実施に關し助言その他の援助を行つよう努めなければならない。

第三十四条の二第一項中「第二十九条第七項及び第九項」を「第二十九条第九項及び第十一項」に改める。

第三十九条中「第二十九条第九項」を「第二十九条第十一項」に改める。

第四十条第一号中「第二十八条の十二第一項若しくは」を削り、「第二十九条第七項」を「第二十九条第九項」に改める。

附則第七条第一項中「第一百八条第二項第一号」を「第一百八条第二項」に改める。

（社会福祉法の一部改正）

第三条 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第三項第四号中「又は認知症対応型老人共同生活援助事業」を「認知症対応型老人共同生活援助事業又は複合型サービス福祉事業」に改める。

（健康保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

第四条 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

第九条に次の改正規定を加える。

附則第二条中「同法第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養型医療施設を除く。」を削る。

第二十六条のうち介護保険法第七十二条第二項の改正規定中「第一百五条の二十九第六項」を「第一百五条の三十五第六項」に改める。

附則第一条第六号中「及び第一百十一条の二」を「第一百十一条の二及び第一百三十条の二」に改める。

附則第二百三十条の次に次の二条を加える。

（健康保険法等の一部改正に伴う経過措置）

第二百三十条の二 第二十六条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の介護保険法（以下この条において「旧介護保険法」という。）第四十八条第一項第三号の指定を受けていた旧介護保険法第八条第二十六項に規定する介護療養型医療施設については、第五条の規定による改正前の健康保険法の規定、第九条の規定による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律の規定、第十四条の規定による改正前の国民健康保険法の規定、第二十条の規定による改正前の船員保険法の規定、旧介護保険法の規定、附則第五十八条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の規定、附則第六十七条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の規定、附則第九十条の規定による改正前の船員職業安定法の規定、附則第九十五条の規定による改正前の生活保護法の規定、附則第九十六条の規定による改正前の船員の雇用の促進に関する特別措置法の規定、附則第一百一一条の規定による改正前の高齢者虐待の防止、高齢者の差護者に対する支援等に関する法律の規定及び附則第一百一条の二の規定による改正前の道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）は、平成三十年三月三十一日までの間、なおその効力を有する。

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧介護保険法第四十八条第一項第三号の規定により平成三十年三月三十一日までに行われた指定介護療養施設サービスに係る保険給付については、同日後も、なお前述の例による。

3 第二十六条の規定の施行の日前にされた旧介護保険法第七十三条第一項の指定の申請であつて、第一十六条の規定の施行の際、指定をするかどうかの処分がなされていないものについての当該処分については、なお從前の例による。この場合において、同条の規定の施行の日以後に旧介護保険法第八条第二十六項に規定する介護療養型医療施設について旧介護保険法第四十八条第一項第三号の指定があつたときは、第一項の介護療養型医療施設とみなして、同項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定を適用する。

附則第三十一条中「並びにこの」を「この」に改め、「施行後にした行為」の下に「並びにこの法律の施行後前条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項に規定する法律の規定の失効前にした行為」を加える。

（社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正）

第五条 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

目次中 第五十四条を「第五十六条」に改める。

第一条第二項中「心じた介護」の下に「喀痰吸引その他のその者が日常生活を営むのに必要な行為であつて、医師の指示の下に行われるもの（厚生労働省令で定めるものに限る。以下「喀痰吸引等」という。）を含む。」を加える。

第三条第二号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第三号中「社会福祉」の下に「又は保健医療」を加える。

第四十七条第二項中「第八条第十六項」を「第五条の二」に改める。

（保健師助産師看護師法との関係）

第四十八条の二 介護福祉士は、保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第三十一條第一項及び第三十二条の規定にかかるわざ、診療の補助として喀痰吸引等を行うことを業とす

ることができる。

2 前項の規定は、第四十二条第一項において準用する第三十二条第一項の規定により介護福祉士の名称の使用の停止を命ぜられている者については、適用しない。

（喀痰吸引等業務の登録）

第四十八条の三 自らの事業又はその一環として、喀痰吸引等（介護福祉士が行うものに限る。）の業務（以下「喀痰吸引等業務」という。）を行おうとする者は、その事業所ごとに、その所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

2

前項の登録（以下この章において「登録」という。）を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 事業所の名称及び所在地
- 三 咳痰吸引等業務開始の予定年月日
- 四 その他厚生労働省令で定める事項

（欠格条項）

- 第四十八条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。
 - 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者
 - 二 この法律の規定その他社会福祉又は保健医療に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者
 - 三 第四十八条の七の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者
 - 四 法人であつて、その業務を行う役員のうちに前三号のいずれかに該当する者があるもの

（登録基準）

- 第四十八条の五 都道府県知事は、第四十八条の三第二項の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、登録をしなければならない。
 - 一 医師、看護師その他の医療関係者との連携が確保されているものとして厚生労働省令で定める基準に適合していること。
 - 二 咳痰吸引等の実施に関する記録が整備されていてことその他の喀痰吸引等を安全かつ適正に実施するために必要な措置として厚生労働省令で定める措置が講じられていること。
 - 三 医師、看護師その他の医療関係者による喀痰吸引等の実施のための体制が充実しているため介護福祉士が喀痰吸引等を行う必要性が乏しいものとして厚生労働省令で定める場合に該当しないこと。

（変更等の届出）

- 2 登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。
- 一 登録年月日及び登録番号

（二）第四十八条の三第二項各号に掲げる事項

- 2 登録は、登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。
- 一 登録年月日及び登録番号
- 2 第四十八条の三第二項各号に掲げる事項（変更等の届出）
- 2 登録を受けた者（以下「登録喀痰吸引等事業者」という。）は、第四十八条の三第二項第一号から第三号までに掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ、同項第四号に掲げる事項に変更があつたときは遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 2 登録喀痰吸引等事業者は、喀痰吸引等業務を行う必要がなくなつたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 3 前項の規定による届出があつたときは、当該登録喀痰吸引等事業者の登録は、その効力を失う。（登録の取消し等）
- 2 第四十八条の七 都道府県知事は、登録喀痰吸引等事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて喀痰吸引等業務の停止を命ずることができる。
 - 一 第四十八条の四各号（第三号を除く。）のいずれかに該当するに至つたとき。
 - 二 第四十八条の五第一項各号に掲げる要件に適合しなくなつたとき。
 - 三 前条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
 - 四 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けたとき。

（公示）

第四十八条の八 都道府県知事は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

- 一 登録をしたとき。
- 二 第四十八条の六第一項の規定による届出（氏名若しくは名称若しくは住所又は事業所の名称若しくは所在地に係るものに限る。）があつたとき。
- 三 第四十八条の六第二項の規定による届出があつたとき。
- 四 前条の規定により登録を取り消し、又は喀痰吸引等業務の停止を命じたとき。

（準用）

- 第四十八条の九 第十九条及び第二十条の規定は、登録喀痰吸引等事業者について準用する。この場合において、これらの規定中「厚生労働大臣」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。

（厚生労働省令への委任）

- 第四十八条の十 第四十八条の三から前条までに規定するもののほか、喀痰吸引等業務の登録に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（第五十三条に次の二号を加える。）

- 四 第四十八条の三第一項の規定に違反して、同項の登録を受けないで、喀痰吸引等業務を行つた者

- 五 第四十八条の七の規定による喀痰吸引等業務の停止の命令に違反した者

- 第六十五条に次の二条を加える。

- 一 第四十八条の九において準用する第十九条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

- 二 第四十八条の九において準用する第二十条第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に對して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

- 第五十六条 法人の代表者は又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第五十三条第四号若しくは第五号又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對しても各本条の罰金刑を科する。

（附則に次の二十六条を加える。）

（認定特定行為業務従事者に係る特例）

- 第三条 介護の業務に從事する者（介護福祉士を除く。次条第一項において同じ。）のうち、同条第一項の認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けている者（以下「認定特定行為業務従事者」という。）は、当分の間、保健師助産師看護師法第三十一条第一項及び第三十二条の規定にかかるらず、診療の補助として、医師の指示の下に、特定行為（喀痰吸引等のうち当該認定特定行為業務従事者が修了した次条第二項に規定する喀痰吸引等研修の課程に応じて厚生労働省令で定める行為をいう。以下同じ。）を行うことを業とすることができる。ただし、次条第四項の規定により特定行為の業務の停止を命ぜられている者については、この限りでない。

- 二 認定特定行為業務従事者は、特定行為の業務を行うに當たつては、医師、看護師その他の医療関係者との連携を保たなければならぬ。

- 三 認定特定行為業務従事者認定証は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事が交付する。

- 2 認定特定行為業務従事者認定証は、介護の業務に従事する者に対して認定特定行為業務従事者と認めるに必要な知識及び技能を修得させるため、都道府県知事又はその登録を受けた者（以下「登録研修機関」という。）が行う研修（以下「喀痰吸引等研修」という。）の課程を修了したと都道府県知事が認定した者でなければ、その交付を受けることができない。

- 2 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対するは、認定特定行為業務従事者認定証の交付を行わないことができる。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

三 この法律の規定その他社会福祉又は保健医療に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

四 第四十二条第二項において準用する第三十一条第一項第二号又は第二項の規定により介護福社士の登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

五 次項の規定により認定特定行為業務従事者認定証の返納を命ぜられ、その日から二年を経過しない者

四 都道府県知事は、認定特定行為業務従事者が次の各号のいずれかに該当する場合には、期間を定めて特定行為の業務を停止し、又はその認定特定行為業務従事者認定証の返納を命ずることができる。この場合において、当該処分の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

一 前項各号（第五号を除く。）のいずれかに該当するに至つた場合

二 前号に該当する場合を除くほか、特定行為の業務に関して不正の行為があつた場合

三 虚偽又は不正の事実に基づいて認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けた場合

五 前各項に定めるもののほか、認定特定行為業務従事者認定証の交付、再交付及び返納、第二項の都道府県知事の認定その他認定特定行為業務従事者に関する必要な事項は、厚生労働省令で定め

る。

（認定特定行為業務従事者認定証の交付事務の委託）

第五条 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、前条に規定する認定特定行為業務従事者認定証に関する事務（認定特定行為業務従事者認定証の返納に係る事務その他政令で定める事務を除く。次項において「認定証交付事務」という。）の全部又は一部を登録研修機関に委託することができる。

2 前項の規定により認定証交付事務の委託を受けた登録研修機関の役員（法人でない登録研修機関に委託する事務を除く。次項において「登録」といふ。）を受けた者は、若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、当該委託に係る認定証交付事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（登録の申請）
第六条 登録は、厚生労働省令で定めるところにより、事業所ごとに、喀痰吸引等研修を行おうとする者の申請により行う。

（欠格条項）
第七条 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

二 この法律の規定その他社会福祉又は保健医療に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

三 附則第十六条の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

四 法人であつて、その業務を行う役員のうちに前三号のいずれかに該当する者があるもの

（登録基準）
第八条 都道府県知事は、附則第六条の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、登録をしなければならない。

一 喀痰吸引等に関する法律制度及び実務に関する科目について喀痰吸引等研修の業務を実施するものであること。

二 前号の喀痰吸引等に関する実務に関する科目にあつては、医師、看護師その他の厚生労働省令で定める者が講師として喀痰吸引等研修の業務に従事するものであること。

三 前二号に掲げるもののほか、喀痰吸引等研修の業務を適正かつ確実に実施するに足りるものとして厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。

2 登録は、研修機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号
二 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 事業所の名称及び所在地
四 喀痰吸引等研修の業務開始の予定年月日
五 その他厚生労働省令で定める事項

（登録の更新）
第九条 登録は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

（喀痰吸引等研修の実施に係る義務）
第十条 登録研修機関は、公正にかつ、附則第八条第一項各号の規定及び厚生労働省令で定める基準に適合する方法により喀痰吸引等研修を行わなければならない。

2 前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

（登録研修機関は、附則第八条第二項各号（第一号を除く。）に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

（業務規程）
第十二条 登録研修機関は、喀痰吸引等研修の業務に関する規程（次項において「業務規程」という。）を定め、喀痰吸引等研修の業務の開始前に、都道府県知事に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程には、喀痰吸引等研修の実施方法、喀痰吸引等研修に関する料金その他の厚生労働省令で定める事項を定めておかなければならぬ。
(業務の休廃止)
第十三条 登録研修機関は、喀痰吸引等研修の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

（適合命令）
第十四条 都道府県知事は、登録研修機関が附則第八条第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録研修機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（改善命令）
第十五条 都道府県知事は、登録研修機関が附則第八条第一項各号のいずれかに該当していると認めるときは、その登録研修機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべき方法その他の業務の方法の改善に関する措置をとるべきことを命ずることができる。
(登録の取消し等)

第十六条 都道府県知事は、登録研修機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて喀痰吸引等研修の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができ

る。
一 附則第七条各号（第三号を除く。）のいずれかに該当するに至つたとき。
二 附則第十二条から第十三条までの規定に違反したとき。
三 前二条の規定による命令に違反したとき。
四 附則第十八条において準用する第十七条の規定に違反したとき。

五 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けたとき。

(公示)

第十七条 都道府県知事は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

一 登録をしたとき。

二 附則第十二条の規定による届出（氏名若しくは名称若しくは住所又は事業所の名称若しくは所在地に係るものに限る。）があつたとき。

三 附則第十三条の規定による届出があつたとき。

四 前条の規定により登録を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

(準用)

第十八条 第十七条、第十九条及び第二十条の規定は、登録研修機関について準用する。この場合において、第十七条中「試験事務」とあるのは「喀痰吸引等研修の業務」と、第十九条及び第一十条第一項中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

(厚生労働省令への委任)

第十九条 附則第六条から前条までに規定するもののほか、登録研修機関の登録に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(特定行為業務の登録)

第二十条 自らの事業又はその一環として、特定行為（認定特定行為業務従事者が行うものに限る。）の業務（以下「特定行為業務」という。）を行おうとする者は、その事業所ごとに、その所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

2 第十九条及び第二十条の規定は前項の登録を受けた者について、第四十八条の三第二項、第四十八条の四から第四十八条の八まで及び第四十八条の十の規定は前項の登録について準用する。

この場合において、これらの規定中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「喀痰吸引等業務」とあるのは「特定行為業務」と、第十九条中「指定試験機関」とあるのは「附則第二十条第一項の登録を受けた者（以下「登録特定行為事業者」という。）」が、第二十条第一項中「指

定試験機関」とあるのは「登録特定行為事業者」と、第四十八条の四第三号中「第四十八条の七」とあるのは「第四十八条の七（附則第二十条第二項において準用する場合を含む。）」とする。

八条の五第一項第二号中「喀痰吸引等」とあるのは「特定行為」と、同項第三号中「喀痰吸引等」とあるのは「特定行為」と、「介護福祉士」とあるのは「認定特定行為事業者」と、「介護福祉士」とあるのは「登録特定行為事業者」と、「登録喀痰吸引等事業者」とあるのは「登録特定行為事業者」と読み替えるものとする。

(罰則)

第二十一条 附則第五条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第二十二条 附則第十六条の規定による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした。

登録研修機関（その者が法人である場合にあつては、その役員又は職員）は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第二十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 附則第二十条第一項の規定に違反して、同項の登録を受けないで、特定行為業務を行つた者

令に違反した者

第二十四条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした登録研修機関（その者が法人である場合にあつては、その役員又は職員）は、二十万円以下の罰金に処する。

一 附則第十三条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 附則第十八条において準用する第十七条の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

三 附則第十八条において準用する第十九条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四 附則第十八条において準用する第二十条第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に對して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第五条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 附則第二十条第一項において準用する第十九条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

二 附則第二十条第一項において準用する第二十条第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に對して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

三 附則第二十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して附則第二十三条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

四 附則第二十七条 正當な理由なく、附則第四条第四項の規定による命令に違反して認定特定行為業務従事者認定証を返納しなかつた者は、十万円以下の過料に処する。

(第四十八条の四第三号の規定の適用関係)

第二十八条 第四十八条の四第三号の規定の適用については、当分の間、同号中「第四十八条の七」とあるのは「第四十八条の七（附則第二十条第二項において準用する場合を含む。）」とする。

(社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律の一部改正)

第六条 社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百一十五号）の一部を次のよう改正する。

第三条のうち社会福祉士及び介護福祉士法第四十四条の改正規定の次に次のように加える。

「第四十二条第一項及び附則第四条第三項」とする。

附則第二十八条を附則第三十七条规定とし、同条に第一項として次

の二項を加える。

第三条第四号の規定の適用については、当分の間、同号中「第四十二条第二項」とあるのは、

「第四十二条第一項及び附則第四条第三項」とする。

附則第二十八条を附則第三十七条规定とする。

六条とする。

附則第二十七条中「附則第四条第四項」を「附則第十一条第四項」に改め、同条を附則第三十

六条とする。

附則第二十七条中「附則第十三条规定」を「附則第三十一条第三号若しくは第四号」に改め、同

条を附則第三十五条规定とする。

附則第二十五条中「附則第二十条第二項」を「附則第二十七条第二項」に改め、同条を附則第三十四条规定とする。

附則第二十四条第一号中「附則第十三条」を「附則第二十条」に改め、同号第一号から第四号までの規定中「附則第十八条」を「附則第二十五条」に改め、同条を附則第三十三条规定とする。

附則第二十三条第一号中「附則第二十条第二項」を「附則第二十七条第二項」に改め、同号を同号第四号とし、同号第一号中「附則第二十条第一項」を「附則第二十七条第一項」に改め、同号を同号第三号とし、同号に第一号及び第二号として次の二号を加える。

一 附則第四条第二項において準用する第三十二条第二項の規定により准介護福祉士の名称を使用の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、准介護福祉士の名称を使用したもの

二 附則第七条の規定に違反した者

附則第二十三条を附則第三十一条とし、同条の次に次の二条を加える。

第三十二条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定登録機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

一 附則第五条第三項において準用する第十七条の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

第四条

この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた昭介護保険法第七十条第一項（昭

施行日から起算して一年を超えない期間内において、新介護保険法第一百十五条の二第一項第一号

介護保険法第七十一条の二(第四項)「前二項に依る認定保険料法第七十八条の十一(第百一十五条の十一)の二十一(及び第一百一十五条の三十)において準用する場合を含む。」において準用する場合を含む。

に規定する都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、同様第三項に規定する厚生労働省令で定める基準を満たす者は、当該都道府県の条例で定める者とみなす。

場合を含む。）、第八十六条第一項（旧介護保険法第八十六条の二第四項において準用する場合を含む。）、第九十四条第一項（旧介護保険法第九十四条の二第四項において準用する場合を含む。）、第一百五十五条の二第二項又は第一百五十五条の二十二第一項の指定若しくは旨旨

6
旅行日から起算して一年を超えない期間内において新潟県令第百五十五条の十二第二項第一号に規定する市町村の条例が制定施行されるまでの間は、同条第三項に規定する厚生労働省令で定める基準を満たす者は、当該市町村の条例で定める者とみなす。

の更新の申請は可否若しくは許可の申請であるてこの法律の施行の際此若しくは許可の更新は許可若しくは許可の更新をするかどうかの処分がなされていないものについてのこれらの処分については、なお前項の別による。

設に施行日以後になつたものに入所している介護保険の被保険者（同項に規定する変更前介護老人福祉施設に入所することにより、当該変更前介護老人福祉施設の所在する場所に住所を変更したと

第五章
第百一十五条の二、第百一十五条の三十一及び第百一十五条の三十
の二十一、第百一十五条の十一、第百一十五条の二十一、第百一十五条の三十
において準用する場合を含む。) 第七十七条第一項 第七十八条の二第四項
(新介護保険法を含む)において準用する場合を含む。) 第七十七条第一項 第七十八条の二第四項
(新介護保険法を含む)において準用する場合を含む。)

福祉施設が所在する市町村以外の市町村の区域内に住所を有していたと認められるものについて、適用する。

（新介護保険法第七十九条の十七の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、第七十九条第一項（新介護保険法第七十九条の二第一項において準用する場合を含む。）、第八十四条第一項、第八十六条第一項（新介護保険法第八十六条の二第一項において準用する場合を含む。）

指定の手続、新介護保険法第七十七条の二の規定による新介護保険法第四十二条の二（第一項本文の指定の手続（定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び複合型サービスに係るものに限る。）新介護

他の行為は、施行日前においても行うことができる。
（老人福祉法の一部改正に伴う経過措置）

定する労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより刑に処せられた者については、適用しない。

2 は
平成二十一年四月一日以後に受領する金品から適用する。
新老人福祉法第十九条の四以降に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業が行われる住居
に在るトヨタ後二人居合二条件に係るトヨタ金をついて適用する。

いて準用する場合^{を含む})、第八十九条第一項(新介護保険法第八十九条の第四項において準用する場合^{を含む})、第九十四条第三項[新介護保険法第九十四条の第四項において準用する場合^{を含む}]、第一百一十五条の二第二項[新介護保険法の第十一項及び第一百一十五条の二十一第二項の規定^{を含む}]、第一百一十五条の二第二項第三百[新介護保険法の第十一項及び第一百一十五条の二十一第二項の規定^{を含む}]、

新老人福祉法第二十九条第六項の規定は、施行日の前日までに旧老人福祉法第二十九条第一項の規定による届出がなされた同項に規定する有料老人ホームについては、平成二十七年四月一日以後に

第七条 施行日から起算して一年を超えない期間内において、新介護保険法第七十条第一項第一号に基づく保険料の滞納分に付いては、適用しない。

新老人福祉法第二十九条第八項の規定は、同条第一項に規定する有料老人ホームに施行日以後に入居した者による前払金について適用する。

2 る基準を満たす者は、当該都道府県の条例で定める者とみなす。
施行日から起算して一年を超えない期間内において、新介護保険法第七十八条の二第一項の規定

は、施行日前においても行うことができる。
(社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正に伴う経過措置)

に係る新介護保険法第四十二条の一第一項本文の指定に対する新介護保険法第七十七条の一第一項の規定について、同項中「二十九人以下であつて市町村の条例で定める数であるもの」と

による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法（以下「新社会福祉士及び介護福祉士法」という。）第十二条第一項中「介護」を吸収吸引その他のその者が日常生活を営むのに必要な行為であつて、医師の

3 施行日から起算して一年を超えない期間内において、新介護保険法第七十八条の二第四項第一号に規定する市町村の条例が制定・施行されるまでの間は、同条第五項に規定する厚生労働省令で定められたる事項を、各条例が制定・施行されるまでの間は、

とあるのは「介護」と、新社会福祉士及び介護福祉士法第三条第三号中「社会福祉又は保健医療」とあるのは「社会福祉」と、新社会福祉士及び介護福祉士法附則第三条第一項中「介護の業務に從事する」の「介護」である。

「十人以上であつて都道府県の条例で定める数であるもの」とあるのは、「三十人以上であるもの」とする。

要な行為であつて、医師の指示の下に行われるもの（厚生労働省令で定めるものに限る。）とする。
附則第八
第一条第一項第一号及び第二号において「啓発吸引等」という。のとする。

- 2 新社会福祉士及び介護福祉士法第四十八条の二第一項及び第四十八条の三第一項の規定は、平成二十七年三月三十一日までに適用しない。
- 第三条 平成二十七年四月一日に介護福祉士の登録を受けた者及び同日に介護福祉士となる資格を有する者であつて同日以後に介護福祉士の登録を受けたもの（以下この条において「特定登録者」という。）については、新社会福祉士及び介護福祉士法第一条第二項、第三条（第三号に係る部分に限る。）及び第四十八条の二第一項の規定は適用せず、第五条の規定による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法第一条第二項及び第三条（第三号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。
- 2 特定登録者は、平成二十七年四月一日から平成三十七年三月三十一日までの間に申請をした場合には、前項の規定にかかわらず、新社会福祉士及び介護福祉士法第一条第二項、第三条（第三号に係る部分に限る。）及び第四十八条の二第一項の規定を適用する。
- 3 前項の申請をしようとする特定登録者は、その申請に先立つて厚生労働大臣が指定する研修の課程（次項及び第五項において「指定研修課程」という。）を修了しなければならない。
- 4 厚生労働大臣は、第二項の規定による申請を受けたときは、遅滞なく、当該特定登録者に係る介護福祉士登録簿に指定研修課程を修了した旨の付記をしなければならない。
- 5 厚生労働大臣は、前項の規定により介護福祉士登録簿に付記をした介護福祉士登録証（次項において「特定登録証」という。）を交付しなければならない。
- 6 前項の規定により特定登録証の交付を受けた特定登録者は、遅滞なく、現に交付を受けている介護福祉士登録証を厚生労働大臣に返還しなければならない。
- 7 前各項に規定するもののほか、特定登録者に係る研修その他前各項の規定の施行に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。
- 8 特定登録者に対する第八条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律第三条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法（次条第三項において「改正後の社会福祉士及び介護福祉士法」という。）附則第十一条第一項の規定の適用については、同項中「介護福祉士」及び「介護福祉士（介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十二号）附則第十二条第一項に規定する特定登録者であつて、同条第三項に規定する指定研修課程を修了していらないものを除く。）」とする。
- 第十四条 この法律の施行の際現に介護の業務に従事する者であつて、この法律の施行の際新社会福祉士及び介護福祉士法附則第三条第一項に規定する特定行為（以下この項において「特定行為」という。）を適切に行うために必要な知識及び技能の修得を終えている者（この法律の施行の際現に特定行為を適切に行うために必要な知識及び技能を修得中であり、その修得をこの法律の施行後に終えた者を含む。）は、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定行為ごとに新社会福祉士及び介護福祉士法附則第四条第二項に規定する喀痰吸引等研修の課程を修了した者と同等以上の知識及び技能を有する旨の都道府県知事の認定を受けた者に対しては、新社会福祉士及び介護福祉士法附則第四条第二項の規定にかかわらず、同条第一項の認定特定行為業務従事者認定証を交付することができる。
- 2 都道府県知事は、前項の認定を受けた者に対しては、新社会福祉士及び介護福祉士法附則第四条第二項の規定により新社会福祉士及び介護福祉士法附則第四条第一項の認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けている者に対する新社会福祉士及び介護福祉士法附則第三条第一項の規定の適用については、平成二十四年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間は、同項中「医師の指示の下に」とあるのは「医師の指示の下に、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十二号）附則第十四条第一項の規定による認定を受けた者ごとに当該認定に係る」とあるのは「医師の指示の下に、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十二号）附則第十四条第一項の規定による認定を受けた者ごとに当該認定に係る」と「喀痰吸引等のうち当該認定特定行為業務従事者が修了した次条第二項に規定する喀痰吸引等研修の課程に応じて」とあるのは「喀痰吸引等のうち」とする。
- 3 前項の規定により新社会福祉士及び介護福祉士法附則第四条第一項の認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けている者に対する新社会福祉士及び介護福祉士法附則第三条第一項の規定の適用については、平成二十四年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間は、同項中「医師の指示の下に」とあるのは「医師の指示の下に、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十二号）附則第十四条第一項の規定による認定を受けた者ごとに当該認定に係る」と「喀痰吸引等のうち当該認定特定行為業務従事者が修了した次条第二項に規定する喀痰吸引等研修の課程に応じて」とあるのは「喀痰吸引等のうち」とする。

次条第一項に規定する喀痰吸引等研修の課程に応じて」とあるのは「喀痰吸引等」という。」のうちとして、同年四月一日以後は、改正後の社会福祉士及び介護福祉士法附則第十条第一項中「医師の指示の下に」とあるのは「医師の指示の下に、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十二号）附則第十四条第一項の規定による認定を受けた者ごとに当該認定に係る」と「喀痰吸引等のうち当該認定特定行為業務従事者が修了した次条第二項に規定する喀痰吸引等研修の課程に応じて」とあるのは「喀痰吸引等のうち」とする。

4 新社会福祉士及び介護福祉士法附則第四条第三項及び第五条の規定は、第二項の規定による交付について準用する。

5 前各項に規定するもののほか、第一項の規定による交付その他前各項の規定の施行に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第十五条 新社会福祉士及び介護福祉士法附則第五条第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

4 第十七条 健康保険法（大正十一年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

5 第八十八条第一項中「第八条第二十五項」を「第八条第十七項」に改める。

第六条 附則第十四条第四項において準用する新社会福祉士及び介護福祉士法附則第五条第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

4 第八十九条第二項中「指定居宅サービス事業者（訪問看護事業を行う者）」を「指定居宅サービス事業者（訪問看護事業を行う者）」に改め、「指定介護予防サービス事業者（訪問看護事業を行う者）」の下に「（うち、厚生労働省令で定める基準に該当するもの）」を加え、同条第三項中「指定居宅サービス事業者の指定の取消し若しくは効力の停止」の下に「（同法第七十八条の十（同法第七十八条の十七の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による指定地域密着型サービス事業者の指定の取消し若しくは効力の停止若しくは同法第七十八条の十二において準用する同法第七十条の二第一項若しくは同法第七十八条の十五第一項若しくは第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による指定地域密着型サービス事業者の指定の失効」を加える。

5 第九十条第一項中「第一百一十九条第二項第一号及び」を「同号及び」に、「施設介護サービス費」を「地域密着型介護サービス費に係る指定地域密着型サービス（同法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスをいう。同号において同じ。）」、特例地域密着型介護サービス費に係る地域密着型サービス（同法第八条第十四項に規定する地域密着型サービスをいう。同号及び第百三十五条第一項において同じ。）若しくはこれに相当するサービス、施設介護サービス費に「指定施設サービス等をいう。第一百一十九条第二項第一号」を「指定施設サービス等をいう。同号」に、「第八条第二十三項」を「第八条第二十五項」に、「第一百一十九条第二項第一号において同じ。）若しくはこれに相当するサービス、施設介護サービス費に「地域密着型介護サービス費」を「地域密着型介護サービス費の支給」に、「施設介護サービス費の支給」（その支給のうち療養に相当する指定地域密着型サービスに係るものに限る。以下この号、第百三十五条第四項及び第百四十五条第一項において同じ。）、特例地域密着型介護サービス費の支給（その支給のうち療養に相当する地域密着型サービス又はこれに相当するサービスに係るものに限る。以下この号、第百三十五条第四項及び第百四十五条第一項において同じ。）、施設介護サービス費の支給（その支給のうち療養に相当する地域密着型サービスをいう。同号）に改め、「支給 特例居宅介護サービス費の支給」の下に「地域密着型介護サービス費の支給」を加える。



(号外) 独立行政法人国立印刷局

〔政令〕

四 次

- 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令(三七五)
- 特許法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(三六九)
- 特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(三七〇)
- 航空法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(三七一)
- 航空法関係手数料令の一部を改正する政令(三七二)
- 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の施行令の一部を改正する政令(三七三)
- 排他的経済水域における海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の適用関係の整理に関する政令の一部を改正する政令(三七四)

三

三

五 四

〔条約〕

- 所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とスイスとの間の条約を改正する議定書(一三)
- 所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とルクセンブルグ大公国との間の条約を改正する議定書(一四)
- 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオランダ王国との間の条約(一五)

〔省令〕

- 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令の一部を改正する省令(総務・財務二)
- 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律に基づく租税条約に基づく認定に関する省令の一部を改正する省令(財務八四)
- 所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とルクセンブルグ大公国との間の条約を改正する議定書の効力発生に関する件(同三八四)
- 所得に対する租税及び脱税の防止のための日本国とオランダ王国との間の条約の効力発生に関する件(同三八五)
- 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオランダ王国との間の条約の効力発生に関する件(同三八六)

三

四

五

六

三

〔告示〕

- 健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令(三七五)
- 介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令(三七六)

〔告示〕

- 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第九条の二第二項の規定に基づき、同項に規定する総務大臣及び財務大臣が定める規定を定める件の一部を改正する件(総務・財務二)
- 所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とスイスとの間の条約を改正する議定書の効力発生に関する件(外務三八二)
- 所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とスイスとの間の条約を改正する議定書に関する件(同三八三)
- 所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とルクセンブルグ大公国との間の条約を改正する議定書の効力発生に関する件(同三八五)

△

△

- 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオランダ王国との間の条約に関する書簡の交換に関する件(同三八七)

△

本日公布された法令の「あらまし」は、
次のページに掲載されています。

第四条第三号中「第八条第十八項」を「第八条第十九項」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(複合型サービス福祉事業の対象者)
第四条の二 法第五条の二第七項の政令で定める者は、次のとおりとする。

一 法第十条の四第一項第六号の措置に係る者

二 介護保険法の規定による複合型サービス(訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護又は小規模多機能型居宅介護を含むものに限る。次条第六項において同じ。)に係る地域密着型介護サービス費又は特例地域密着型介護サービス費の支給に係る者

三 生活保護法の規定による居宅介護(介護保険法第八条第二十二項に規定する複合型サービスに限る。)に係る介護扶助に係る者

第五条第一項中「規定する訪問介護」の下に「定期巡回・随時対応型訪問介護看護(同号に規定する厚生労働省令で定める部分に限る。)」を加え、同条第五項中「第八条第十六項」を「第五条の二」に改め、同条に次の二条を加える。

六 法第十条の四第一項第六号の措置は、当該六十五歳以上の者であつて介護保険法の規定により当該措置に相当する地域密着型サービスに係る保険給付を受けることができるものが、やむを得ない事由により同法に規定する複合型サービス(同号に規定する訪問介護等に係る部分に限る。)を利用することが著しく困難であると認められる場合において、又は当該六十五歳以上の者が養護者による高齢者虐待を受け、当該養護者による高齢者虐待から保護される必要があると認められる場合若しくは当該六十五歳以上の者の養護者がその心身の状態に照らし養護の負担の軽減を図るために支援を必要とすると認められる場合において、その生活の改善、身体及び精神の機能の維持向上等を図り、地域において継続して日常生活を営むことができるよう、当該者又はその養護者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な法第五条の二第七項の厚生労働省令で定めるサービスを供与し、又は当該サービスを供与することを委託して行うものとする。

第十条第三号中「第八条第二十項」を「第八条第二十一項」に、「同条第二十四項」を「同条第二十六項」に改める。

(社会福祉法施行令の一部改正)

第四条 社会福祉法施行令(昭和三十二年政令第百八十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「同条第二十一項」を「同条第二十三項」に改め、同条第三号中「第八条第二十

五項」を「第八条第二十七項」に改める。

(社会福祉士及び介護福祉士法施行令の一部改正)

第五条 社会福祉士及び介護福祉士法施行令(昭和六十二年政令第四百一号)の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「社会福祉」の下に「又は保健医療」を加え、同条中「社会福祉士及び介護福

祉士法」を「社会福祉士に係る社会福祉士及び介護福祉士法」に改め、一定の社会福祉」の下に「又

は保健医療」を加え、同条に次の二条を加える。

2 介護福祉士に係る法第三条第三号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定

は、前項に規定するもののほか、医師法(昭和二十三年法律第二百一号)、歯科医師法(昭和二

三十年法律第二百五号)、保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三号)、医療法(昭和二

三十年法律第二百五号)、薬事法(昭和三十五年法律第二百四十五号)及び薬剤師法(昭和三十

五年法律第二百四十六号)の規定とする。

第十四条の次に次の二条を加える。

(法第四十八条の四第一号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定)

第十四条の二 法第四十八条の四第一号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定は、児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、生活保護法、社会福祉法、薬事法、薬剤師法、児童手当法、介護保険法、障害者自立支援法、平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律及び平成二十三年度における子ども手当の支給に関する法律

養手当法、老人福祉法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律、児童手当法、介護保険法、障害者自立支援法、平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律及び平成二十三年度における子ども手当の支給に関する法律

第三条 法附則第四条第三項第三号及び第七条第二号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定は、児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、生活保護法、社会福祉法、薬事法、薬剤師法、児童扶養手当法、老人福祉法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律、児童手当法、介護保険法、障害者自立支援法、平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律及び平成二十三年度における子ども手当の支給に関する法律

附則第一項ただし書中「次項」を「次条」に改め、同項を附則第一条とする。

附則第一項を附則第一項とし、附則に次の二条を加える。

(法附則第四条第三項第三号及び第七条第二号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定)

